令和６年度公益財団法人やまがた農業支援センター
ぷち農業・農村暮らし体験実施要領

令和６年４月１日制定

１　目　的

この要領は、公益財団法人やまがた農業支援センター（以下「センター」という。）が、山形県の農業に関心がある者、山形県内において農業体験を希望する者、山形県内において就農を志す者等を対象に、本県農業に対する理解醸成を図るとともに、就農地の選定等、就農に向けた意志決定に資することを目的として実施する「ぷち農業・農村暮らし体験」に関し必要な事項を定める。

２　対象者

参加対象者は、山形県の農業に関心のある他産業従事者、学生等とする。ただし、希望者が多数の場合、センター等において就農相談を受けた者を優先するものとする。

３　体験受入先

体験受入先は、適切な農作業等の体験を行うことが可能であり、かつ、新規就農者の育成に理解を有すると認められる先進的な農業経営者又は農業法人（以下「受入農業経営者」という。）とする。

４　実施期間等

実施期間は、令和６年４月から令和７年２月までを原則とし、具体的な受入期日は、参加希望者の意向を踏まえ、センターが受入農業経営者等と調整のうえ設定する。ただし、１人当たり年間累計１５日までとする。

５　事業の実施

（１）　体験を希望する者は、原則としてセンターで就農相談を受けた後、申込書（別記様式１）を体験希望日の２週間前までにセンターに提出するものとし、センターは、希望の内容を確認のうえ、受入農業経営者等と調整のうえ、その可否を決定するものとする。

（２）　就農者受入協議会等(以下「協議会等」という。)が就農相談を行い、センターの「ぷち農業・農村暮らし体験」を活用する場合は、協議会等が就農相談の記録とともに体験を希望する者からの申込書を体験希望日の２週間前までにセンターに提出する。センターは必要に応じ面談することがある。

（３）　協議会等が農業体験イベント（体験時間１日当たり４時間以上）を企画し、センターの「ぷち農業・農村暮らし体験」を活用する場合は、３週間前までに企画書をセンターに提出し、センターがその活用の可否を判断する。

活用可能の場合には、センターに参加者名簿一覧を開催日２週間前までに提出する。

追加参加申込があった場合には、センターに追加参加者名簿一覧を開催日３日前までに提出する。

（４）　センターは、ぷち農業・農村暮らし体験の実施を決定したときは、実施計画書（別記様式２）等を添付のうえ、参加者、受入農業経営者及び関係市町村に通知するものとする。

（５）　センターは、体験期間中、参加者を対象とした傷害保険に加入し、その費用を負担するものとする。なお、協議会等が実施する農業体験イベント等において、追加申込があった場合には協議会等がその参加者の傷害保険の加入手続きを行い、傷害保険加入経費についてセンターに別記様式５により請求することができる。

（６）　参加料は無料とする。ただし、体験受入先までの交通費等は本人が負担するものとする。なお、年間の参加日数が同一の受入農業経営者において９日を超える場合、参加者は、超える日数１日につき 1,000 円の負担金を受入農業経営者に支払うものとする。

６　受入農業経営者の役割

（１）　受入農業経営者は、実施計画に沿って体験を実施するとともに、積極的に相談に応ずる等、就農に向けての支援を行うものとする。

（２）　受入農業経営者は、体験期間中に事故が発生しないよう努めるとともに、発生した場合は、医療機関への搬送などの適切な応急措置を講ずるとともに、センターへの通報、状況の記録等に努めるものとする。

（３）　受入農業経営者は、体験終了後７日以内に、実績報告書（別記様式３）をセンターに提出するものとする。なお、協議会等が農業体験イベント等を実施した場合は、参加者の体験報告書（別記様式４）について取りまとめのうえ報告するものとする。

（４）　受入農業経営者は、参加者から負担金の支払いがあった場合、領収書を発行するとともに、実績報告書にその写しを添付するものとする。

７　報告等

（１）　参加者は、体験終了後、体験報告書（別記様式４）を終了後７日以内にセンターに提出するものとする。

（２）　センターは、実績報告書及び体験報告書の内容を確認のうえ、参加者及び受入農業経営者等に対して下記のとおり謝金等を支払うものとする。

○受入農業経営者が宿舎を提供する場合
7,500 円/人・日（９日を超える場合 6,500 円/人・日）

○上記以外の場合　5,000 円/人・日（９日を超える場合 4,000 円/人・日）

○県外からの参加者が宿泊費を負担した場合
宿泊費 1 泊 3,000 円/人・日又は 1/2 のいずれか低い額（最大６泊まで）

８　その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については別に定める。